

加茂農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する 異議の申し出について

令和8年9月10日加茂市告示第66号で公告の、加茂農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に異議があるときは、下記により異議を申し出ることができます。

記

1 提出先及び問い合わせ先

加茂市幸町二丁目3番5号

加茂市役所 4階 農林課

電 話 0256-52-0080（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

FAX 0256-53-4679（問い合わせ用。ファックスによる提出はできません。）

E-mail norin@city.kamo.niigata.jp（問い合わせ用。メールによる提出はできません。）

2 異議申出期限

令和8年10月26日

ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に申出を行ってください。なお、郵送による異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

3 申出に当たっての注意事項

（1）異議の申出方法

異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

異議の申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出をするときには、その資格を証明する書面を添付してください。

ア 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権、その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が所有する所有権、その他の権利の種類及びその氏名又は名称及び住所又は居所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めています。

(3) 異議の申出の取下げ

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取下げすることができます。

なお、この取下げは書面により行ってください。

(4) 異議の申出の決定（農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後60日以内）

異議の申出の決定は、令和8年12月8日までに異議申出人に決定書を送付します。